

昭和五十八年総理府令第一号

警備業法施行規則

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、警備業法施行規則（昭和四十七年総理府令第六十四号）の全部を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	
第二章 警備業の認定等の手続（第三条―第二十六条）	
第三章 警備業務（第二十七条―第三十七条）	
第四章 教育等	
第一節 教育及び指導監督（第三十八条―第四十四条）	
第二節 登録講習機関（第四十五条―第五十二条）	
第五章 機械警備業（第五十三条―第六十五条）	
第六章 監督（第六十六条―第七十条）	
附則	

第一章 総則

（申請書又は届出書の通数）

第一条 警備業法（以下「法」という。）及びこの府令の規定により都道府県公安委員会（法第五十三条の規定により道公安委員会の権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下「公安委員会」という。）に提出すべき申請書又は届出書の通数は、一通とする。

（警備業務用機械装置）

第二条 法第二条第五項の内閣府令で定める装置は、電話その他送信者の音声を送信し、及び受信するための装置以外の装置とする。

第二章 警備業の認定等の手続

（認定等の申請）

第三条 法第五条第一項に規定する認定申請書（以下「認定申請書」という。）及び法第七条第四項において準用する法第五条第一項に規定する認定更新申請書（以下「認定更新申請書」という。）の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

2 認定申請書又は認定更新申請書を提出する場合には、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならない。

第四条 法第五条第一項（法第七条第四項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一 個人である場合は、次に掲げる書類

イ 履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

ロ 法第三条第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

ニ 法第三条第六号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

ホ 精神機能の障害に関する医師の診断書（法第三条第七号に掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。）

ヘ 未成年者で警備業に関し営業の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該営業の許可を受けていることを証する書面（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに警備業に係る主たる営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからホまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号イからハまでに掲げる書類）

二 法人である場合は、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 役員に係る前号イ及びハからホまでに掲げる書類

ハ 法第三条第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 選任する警備員指導教育責任者（以下「指導教育責任者」という。）に係る次に掲げる書類

イ 警備員指導教育責任者資格者証（以下「指導教育責任者資格者証」という。）の写し

ロ 誠実に業務を行うことを誓約する書面

ハ 第一号イ、ハ及びニに掲げる書類

ニ 法第二十二條第四項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

2 公安委員会は、認定申請書又は認定更新申請書を提出した者（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものである場合はその法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員）を含み、法人である場合はその役員とする。）が法第三条第七号に掲げる者に該当するかどうかを判断するため必要があるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

（通知の方法）

第五条 法第五条第三項の規定による通知は、理由を付した通知書を交付して行うものとする。

（標識の様式）

第六条 法第六条第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第二号のとおりとする。

（標識の閲覧）

第七条 法第六条第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合
- 二 当該警備業者が管理するウェブサイト有していない場合

2 法第六条第一項の規定による公衆の閲覧は、当該警備業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（認定の有効期間の更新の申請）

第八条 法第七条第一項の規定による有効期間の更新の申請は、法第四条に規定する認定（以下「認定」という。）の有効期間の満了の日の三十日前までに行わなければならない。

（認定の有効期間の更新）

第九条 法第七条第二項の規定により有効期間を更新したときは、更新を申請した者にその旨を通知するものとする。

（通知の方法）

第十条 法第七条第三項の規定による通知は、理由を付した通知書を交付して行うものとする。

（営業所の届出等）

第十一条 法第九条に規定する届出書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該都道府県の区域内に営業所を設けようとする場合にあっては当該営業所の所在地（当該営業所が二以上ある場合にあっては、そのいずれか一の営業所の所在地）の所轄警察署長を経由して、当該都道府県の区域内で警備業務を行おうとする場合（営業所を設けようとする場合を除く。）にあっては当該警備業務を行おうとする場所（当該場所が二以上ある場合にあっては、そのいずれか一の場所）の所轄警察署長を経由して、当該営業所を設け、又は警備業務を行おうとする日の前日までに提出しなければならない。

第十二条 法第九条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 認定をした公安委員会の名称及び認定の番号
- 二 当該都道府県の区域内に設けようとする営業所又は当該区域内で行おうとする警備業務に係る営業所の名称及び所在地並びにこれらの営業所において取り扱う警備業務の区分（法第二条第一項各号の警備業務の区分をいう。第三十八条第三項を除き、以下同じ。）
- 三 前号の営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、選任する指導教育責任者の氏名及び住所

第十三条 法第九条の内閣府令で定める書類は、当該都道府県の区域内に設けようとする営業所について選任する指導教育責任者に係る第四条第一項第三号に掲げる書類（当該指導教育責任者に係る同項第一号ハ及びニに掲げる書類を除く。）とする。

第十四条 法第九条の内閣府令で定める警備業務は、次のとおりとする。

- 一 当該都道府県の区域内において継続して行う期間が三十日以内で、かつ、従事させる警備員の数が一日につき五人以内である警備業務
- 二 法第二条第一項第三号の警備業務で当該都道府県の区域内に当該運搬物の発送場所及び到達場所がないもの

（廃止の届出）

第十五条 法第十条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

2 前項の届出書は、主たる営業所の所在地の所轄警察署長（警備業を廃止した時において主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内に営業所を設け、又は当該区域内で法第九条に規定する警備業務（第十九条第三号、第二十一条及び第二十三条第二号において単に「警備業務」という。）を行っていた場合にあっては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長及び第二十一条第二項第一号の規定により経由すべきこととされる警察署長）を経由して、警備業を廃止した日から十日以内に提出しなければならない。

第十六条 法第十条第一項の内閣府令で定める事項は、廃止の年月日及び廃止の事由とする。

（法第五条第一項各号に掲げる事項の変更の届出）

第十七条 法第十一条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

2 前項の届出書は、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、当該変更の日から十日（当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、二十日）以内に提出しなければならない。

第十八条 法第十一条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

第十九条 法第十一条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 第四条第一項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類
- 二 法第十一条第二項に規定する事項に変更があつたことを理由とする届出にあつては、同項に規定する他の公安委員会の名称を記載した書面

三 都道府県の区域を異にして主たる営業所を変更したことを理由とする届出にあつては、法第五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項（変更後の主たる営業所の所在する都道府県の区域内に所在する営業所及び当該区域内で行う警備業務に係る営業所に係るものを除く。）を記載した書面

第二十条 削除

（法第九条第三号に掲げる事項の変更の届出）

第二十一条 法第十一条第三項において準用する同条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第七号のとおりとする。ただし、当該都道府県の区域内において警備業務を行わないこととなつた場合の届出に係る届出書については、別記様式第八号のとおりとする。

2 前項本文の届出書は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める警察署長を経由して、当該変更の日から十日以内に提出しなければならない。

一 主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域を管轄する公安委員会に当該届出書を提出する場合 第十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長（当該区域内に主たる営業所が所在していた場合にあつては、都道府県の区域を異にして当該営業所を変更する前のその所在地の所轄警察署長）

二 主たる営業所の所在する都道府県の区域内で当該都道府県の区域外に所在する営業所に係る警備業務を行い又は行わないこととなつたことを理由として当該届出書を提出する場合 主たる営業所の所在地の所轄警察署長

3 第一項ただし書の届出書は、前項第一号の規定により經由すべきこととされる警察署長を経由して、警備業務を行わないこととなつた日から十日以内に提出しなければならない。

第二十三条 法第十一条第三項において準用する同条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

第二十三条 法第十一条第三項において準用する同条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一 第十三条に規定する書類のうち、当該変更事項に係る書類

二 第二十一条第二項第一号の規定により經由すべきこととされる警察署長の管轄区域内において警備業務を行わないこととなつた場合（当該変更に係る公安委員会の管轄区域内において警備業務を行わないこととなつた場合を除く。）の届出にあつては、当該公安委員会の管轄区域内に営業所が所在するときは当該営業所の所在地（当該営業所が二以上ある場合にあつては、そのいずれか一の営業所の所在地）の所轄警察署長の名称を、当該区域内に営業所が所在しないときは当該区域内で警備業務を行う場所（当該場所が二以上ある場合にあつては、そのいずれか一の場所）の所轄警察署長の名称を記載した書面

第二十四条 前条第二号に規定する届出に係る届出書の提出は、第二十一条第二項第一号の規定により經由すべきこととされる警察署長に代えて、当該届出書に添付した前条第二号に掲げる書面にその名称を記載した所轄警察署長を経由して行うことができる。

2 前条第二号に規定する届出をした警備業者については、前項に規定する所轄警察署長を第二十一条第二項第一号の規定により經由すべきこととされる警察署長とみなして、この府令の規定を適用する。

（死亡等の届出）

第二十五条 法第十二条第一項及び第二項に規定する届出書の様式は、別記様式第八号の二のとおりとする。

2 前項の届出書は、法第十二条第一項の規定により提出する場合にあつては主たる営業所の所在地の所轄警察署長（法第九条の規定による届出書の提出をした場合にあつては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長及び第十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長）を経由して、法第十二条第二項の規定により提出する場合にあつては第十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長を経由して、当該事由の発生の日から十日以内に提出しなければならない。

第二十六条 法第十二条第一項及び第二項の内閣府令で定める事項は、届出書を提出すべきこととなつた事由及び当該事由の発生日とする。

第三章 警備業務

（内閣府令で定める公務員）

第二十七条 法第十六条第一項の内閣府令で定める公務員は、警察官及び海上保安官とする。

（服装及び護身用具の届出）

第二十八条 法第十六条第二項（法第十七条第二項において準用する場合を含む。次条から第三十一条までにおいて同じ。）に規定する届出書の様式は、服装の届出に係る届出書にあつては別記様式第九号のとおりとし、護身用具の届出に係る届出書にあつては別記様式第十号のとおりとする。

2 前項の届出書は、第三条第二項又は第十一条第二項の規定により經由すべきこととされる警察署長を経由して、当該警備業務の開始の日の前日までに提出しなければならない。

第二十九条 法第十六条第二項の内閣府令で定める事項は、服装の届出にあつては当該服装に付ける標章の位置及び型式並びに当該服装を用いて行う警備業務の内容とし、護身用具の届出にあつては護身用具の機能及び使用基準並びに当該護身用具を携帯して行う警備業務の内容とする。

第三十条 法第十六条第二項の内閣府令で定める書類は、服装（制服でない服装にあつては、標章を付けるものに限る。）の届出に係る届出書にあつては、服装の種類ごとに、当該服装を用いた警備員の正面及び側面の全身の縦の長さ十二センチメートル、横の長さ八センチメートルの写真（無背景で色彩を識別することのできるものに限る。）各一枚とし、護身用具の届出に係る届出書にあつては、護身用具の種類ごとに、護身用具の縦の長さ十二センチメートル、横の長さ八センチメートルの写真（色彩を識別することのできるものに限る。）一枚とする。

第三十一条 法第十六条第二項の内閣府令で定める警備業務は、第十四条各号に掲げる警備業務とする。

（服装等の変更の届出）

第三十二条 法第十六条第三項及び法第十七条第二項において準用する法第十一条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

2 前項の届出書は、主たる営業所の所在地の所轄警察署長又は第二十一条第二項第一号の規定により經由すべきこととされる警察署長を経由して、当該変更に係る服装の使用又は護身用具の携帯の開始の日の前日までに提出しなければならない。

3 法第十六条第三項及び法第十七条第二項において準用する法第十一条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

4 法第十六条第三項及び法第十七条第二項において準用する法第十一条第一項の内閣府令で定める書類は、第三十条に規定する書類のうち、当該変更事項に係る書類とする。
(書面の交付)

第三十三条

法第十九条第一項の規定により警備業務の依頼者に対して交付する契約の概要について記載した書面には、当該契約に係る次の事項を明記しなければならない。

一 法第二条第一項第一号の警備業務(機械警備業務を除く。)を行う契約にあつては、次に掲げる事項

イ 警備業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

ロ 警備業務を行う日及び時間帯

ハ 警備業務対象施設の名称及び所在地

ニ 警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務

ホ 警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能

ヘ 警備業務に従事させる警備員が用いる服装

ト 警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材

チ 警備業務対象施設の鍵の管理に関する事項

リ 警備業務対象施設における盗難等の事故発生時の措置

ヌ 報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項

ル 警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額

ヲ 金銭の支払の時期及び方法

ワ 警備業務を行う期間

カ 警備業務の再委託に関する事項

ヨ 免責に関する事項

タ 損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項

レ 契約の更新に関する事項

ソ 契約の変更に関する事項

ツ 契約の解除に関する事項

ネ 警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口

ナ 特約があるときは、その内容

二 法第二条第一項第二号の警備業務を行う契約にあつては、次に掲げる事項

イ 警備業務を行うこととする場所

ロ 警備業務を行うこととする場所における負傷等の事故発生時の措置

ハ 前号イ、ロ、ニからトまで及びヌからナまでに掲げる事項

三 法第二条第一項第三号の警備業務を行う契約にあつては、次に掲げる事項

イ 運搬されることとなる現金、貴金属、美術品等であつて、警備業務の対象とするもの

ロ 警備業務を行う路程

ハ 二以上の車両を使用して警備業務を行うときは、これらの車両の車列の編成

ニ 運搬されることとなる現金、貴金属、美術品等であつて、警備業務の対象とするものの管理に関する事項

ホ 運搬されることとなる現金、貴金属、美術品等であつて、警備業務の対象とするものに係る盗難等の事故発生時の措置

ヘ 第一号イ、ロ、ニからトまで及びヌからナまでに掲げる事項

四 法第二条第一項第四号の警備業務を行う契約にあつては、次に掲げる事項

イ 警備業務の対象となる者の氏名及び住所又は居所

ロ 警備業務の対象となる者に対する危害が発生するおそれがあり、又は発生したときの措置

ハ 第一号イ、ロ、ニからトまで及びヌからナまでに掲げる事項

五 機械警備業務を行う契約にあつては、次に掲げる事項

イ 基地局及び待機所の所在地

ロ 盗難等の事故の発生に関する情報を感知する機器の設置場所及び種類その他警備業務用機械装置の概要

ハ 待機所から警備業務対象施設までの路程(当該路程を記載することが困難な事情があるときは、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合にその受信の時から警備員が現場に到着する時までに通常要する時間)

ニ 送信機器の維持管理の方法

ホ 第一号イからナまでに掲げる事項

第三十四条 法第十九条第二項第一号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第二条第一項第一号の警備業務（機械警備業務を除く。）を行う契約にあつては、前条第一項第一号ロからヌまでに掲げる事項

二 法第二条第一項第二号の警備業務を行う契約にあつては、前条第一項第一号ロ、ニからトまで及びヌ並びに同項第二号イ及びロに掲げる事項

三 法第二条第一項第三号の警備業務を行う契約にあつては、前条第一項第一号ロ、ニからトまで及びヌ並びに同項第三号イからホまでに掲げる事項

四 法第二条第一項第四号の警備業務を行う契約にあつては、前条第一項第一号ロ、ニからトまで及びヌ並びに同項第四号イ及びロに掲げる事項

五 機械警備業務を行う契約にあつては、前条第一項第一号ロからヌまで及び同項第五号イからニまでに掲げる事項

2 法第十九条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 契約の締結年月日

二 前条第一項第一号カからソまで、ネ及びナに掲げる事項

第三十五条 法第十九条第一項及び第二項の書面を警備業務の依頼者に交付する場合は、警備業務の依頼者に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の警備業務の依頼者が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十六条 法第十九条第三項の内閣府令で定める方法は、次に掲げるとおりとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 警備業者の使用に係る電子計算機と当該警備業務の依頼者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 警備業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十九条第一項又は第二項の規定による書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて当該警備業務の依頼者の閲覧に供し、当該警備業務の依頼者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第十九条第三項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、警備業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに法第十九条第一項又は第二項の規定による書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に規定する方法は、当該警備業務の依頼者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができないものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、警備業者の使用に係る電子計算機と、当該警備業務の依頼者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三十七条 警備業法施行令第一条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち警備業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

第四章 教育等

第一節 教育及び指導監督

（教育）

第三十八条 法第二十一条第二項の規定による警備員に対する教育（以下「警備員教育」という。）は、基本教育、業務別教育並びに必要に応じて行う警備業務に関する知識及び技能の向上のための教育とする。

2 基本教育は、次の表の上欄に掲げる警備員（法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている警備員及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員を除く。）の区分に応じ、警備業務に関する基本的な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項について行う教育とする。

警備員の区分		教育事項
一	新たに警備業務に従事させようとする警備員	イ 警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備員の資質の向上に関すること。 ハ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ニ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。 ホ 護身用具の使用 method その他護身の方法に関すること。
二	現に警備業務に従事させている警備員	イ 警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。
備考		
一 基本教育は、指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。 二 この表の下欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項ニ及びホ並びに二の項ハに掲げる教育事項についての教育は、講義の方法又は実技訓練の方法によるものとする。		

三 前号及び次項の講義の方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法（電気通信回線を使用して行うものを含む。）とする。ただし、電気通信回線を使用して行う講義の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。

イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。

ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。

ハ 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。

ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること。

3 業務別教育は、警備員を主として従事させる次の表の上欄に掲げる警備業務の区分に応じ、当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項について行う教育とする。

警備業務の区分	教育事項
法第二条第一項第一号の警備業務（機械警備業務を除く。）	イ 警備業務対象施設における人又は車両等の出入の管理の方法に関すること。 ロ 巡回の方法に関すること。 ハ 警報装置その他当該警備業務を実施するために使用する機器の使用方法に関すること。 ニ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関すること。 ホ その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。
法第二条第一項第二号の警備業務	イ 当該警備業務を適正に実施するため必要な道路交通関係法令に関すること。 ロ 車両及び歩行者の誘導の方法に関すること。 ハ 人又は車両の雑踏する場所における雑踏の整理の方法に関すること。 ニ 当該警備業務を実施するために使用する各種資機材の使用方法に関すること。 ホ 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生に際してとるべき措置に関すること。 ヘ その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。
法第二条第一項第三号の警備業務	イ 運搬に使用する車両等の構造及び設備に関すること。 ロ 車両等による伴走及び運搬中における周囲の見張りの方法に関すること。 ハ 運搬に係る現金、貴金属、美術品等の積卸しに際しての警戒の方法に関すること。 ニ 当該警備業務を実施するために使用する各種資機材の使用方法に関すること。 ホ 運搬中における盗難等の事故の発生に際してとるべき措置に関すること。 ヘ その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。
法第二条第一項第四号の警備業務	イ 人の身辺における警戒に係る警戒位置その他警戒の方法に関すること。 ロ 当該警備業務を実施するために使用する各種資機材の使用方法に関すること。 ハ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関すること。 ニ 人の身体に対する危害の発生を防止するためにとるべき避難等の措置に関すること。 ホ その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。
機械警備業務	イ 当該機械警備業務を実施するために使用する警備業務用機械装置の機能に関すること。 ロ 警備業務用機械装置による警戒及び指令の方法に関すること。 ハ 指令業務に従事する警備員と現場に向かう警備員との間の連絡の方法に関すること。 ニ 基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における不審者又は不審な物件の発見その他現場における事実の確認の方法に関すること。 ホ その他当該機械警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。
備考 業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる警備員に係る業務別教育については、それぞれ当該各号に定める時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。	
一 次項の表の一の項及び七の項に掲げる警備員	これらの項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数（当該時間数に三十分以上一時間未満の端数があるときは一時間に切り上げ、三十分未満の端数があるときは切り捨てるものとする。第四号において同じ。）又は五時間のいずれか少ない時間数を超えない時間数
二 次項の表の二の項に掲げる警備員	同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、五時間を超えない時間数
三 次項の表の三の項に掲げる警備員	同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、二時間を超えない時間数

四 次項の表の六の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数又は二時間のいずれか少ない時間数を超えない時間数

4 新たに警備業務に従事させようとする警備員（合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの並びに合格証明書又は指導教育責任者資格者証（法第二十一条第一号の警備業務に係るものを除く。）及び機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするものを除く。）に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

警備員の区分

警備員の区分			教育の種類	教育時間数
一	二の項から七の項までに掲げる警備員以外の警備員		基本教育及び業務別教育	二十時間
二	合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させようとするもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させようとするもの（三の項及び六の項に掲げる警備員を除く。）		業務別教育	十時間
三	合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させようとするもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させようとするもののうち、最近三年間に当該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるもの		業務別教育	三時間
四	機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするもの（五の項及び六の項に掲げる警備員を除く。）		基本教育	十時間
五	機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするもののうち、最近三年間に警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるもの又は警察官の職にあつた期間が通算して一年以上であるもの		基本教育	三時間
六	最近三年間に業務別教育に係る警備業務の区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員で当該区分の警備業務に従事させようとするもの（三の項及び五の項に掲げる警備員を除く。）		基本教育及び業務別教育	七時間
七	最近三年間に業務別教育に係る警備業務の区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員で当該区分以外の区分の警備業務に従事させようとするもの又は警察官の職にあつた期間が通算して一年以上である警備員（二の項から六の項までに掲げる警備員を除く。）		基本教育及び業務別教育	十三時間
5	現に警備業務に従事させている警備員（合格証明書（国家公安委員会が定めるものに限る。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させているものを除く。）に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、毎年度、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。			
警備員の区分		教育の種類	教育時間数	
一	二の項に掲げる警備員以外の警備員	基本教育及び業務別教育	十時間	
二	合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させているもの、合格証明書（国家公安委員会が定めるものを除く。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させているもの	業務別教育	六時間	

備考

一 この表の一の項に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行った日の属する年度は、行わなくてもよい。

二 この表に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として業務別教育を行った日の属する年度は、当該業務別教育に係る警備業務の区分に関しては、行わなくてもよい。

6 警備員教育は、第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書に記載する教育計画に基づき、適切かつ効果的に行わなければならない。

第三十九条 法第二十一条第一項の規定により選任される指導教育責任者は、次項及び第三項に規定する場合を除き、営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、専任の指導教育責任者として置かれなければならない。

2 二以上の警備業務の区分を取り扱う一の営業所において、これらの警備業務の区分のすべてに応じ警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受けている者が置かれる場合は、当該これらの警備業務の区分ごとに専任の指導教育責任者をそれぞれ選任することを要しない。

3 専任の指導教育責任者が置かれている営業所に近接する営業所でその属する警備員の数が五人以下であるものについて、当該指導教育責任者が当該営業所において取り扱う警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受けており、かつ、当該指導教育責任者を当該警備業務の区分に係る指導教育責任者として置くことにつき当該営業所の所在する都道府県の区域を管轄する公安委員会の承認を得た場合は、専任の指導教育責任者を選任することを要しない。

第四十条 法第二十一条第一項の内閣府令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 第六十六条第一項第四号に掲げる指導計画書を作成し、その計画書に基づき警備員を实地に指導し、及びその記録を作成すること。
- 二 第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書を作成し、及びそれに基づく警備員教育の実施を管理すること。

三 第六十六条第一項第六号に掲げる書類その他警備員教育の実施に関する記録の記載について監督すること。

四 警備員の指導及び教育について警備業者に必要の助言をすること。

(指導教育責任者資格者証の様式)

第四十一条 法第二十二條第二項に規定する指導教育責任者資格者証の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。

(指導教育責任者資格者証の交付の申請)

第四十二条 法第二十二條第二項の規定による指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする者は、その住所を管轄する公安委員会に、別記様式第十三号の交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により交付申請書を提出する場合には、申請者の住所の所轄警察署長を経由しなければならない。

3 第一項に規定する交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第二十二條第二項第一号に掲げる者に該当することを証する書面又は同項第二号に掲げる者に該当することについての国家公安委員会規則で定める基準に適合することを証する書面

二 第四條第一項第一号イ、ハ及びニに掲げる書類並びに法第二十二條第四項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(指導教育責任者資格者証の書換え及び再交付の申請)

第四十三条 法第二十二條第五項の規定による指導教育責任者資格者証の書換えを受けようとする者は、別記様式第十四号の書換え申請書及び当該指導教育責任者資格者証を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の書換え申請書には、第四條第一項第一号イに掲げる書類(履歴書を除く。)を添付しなければならない。

3 法第二十二條第六項の規定による指導教育責任者資格者証の再交付を受けようとする者は、別記様式第十五号の再交付申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

(指導教育責任者資格者証等の返納の命令等)

第四十四条 法第二十二條第七項(法第二十三條第五項又は法第四十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による指導教育責任者資格者証(法第二十三條第五項において準用する場合にあつては合格証明書、法第四十二條第三項において準用する場合にあつては機械警備業務管理者資格者証)の返納の命令は、理由を付した返納命令書を交付して行うものとする。

2 前項の規定による返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から十日以内に、当該指導教育責任者資格者証(法第二十三條第五項において準用する場合にあつては合格証明書、法第四十二條第三項において準用する場合にあつては機械警備業務管理者資格者証)を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

第二節 登録講習機関

(登録の申請)

第四十五条 法第二十三條第三項の登録(以下「登録」という。)を受けようとする者は、別記様式第十六号による申請書に次に掲げる書類を添えて、国家公安委員会に提出しなければならない。

一 個人である場合は、第四條第一項第一号イに掲げる書類

二 法人である場合は、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 株主名簿又は社員名簿の写し

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五條第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)に係る第四條第一項第一号イに掲げる書類

三 法第二十三條第三項の講習会(以下「講習会」という。)が法別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであることを証する書類

四 登録を受けようとする者が法第二十五條各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

五 登録を受けようとする者が講習会を適正かつ確実に行うことができることを確認するため参考となるべき事項を記載した書類

(登録の更新)

第四十六条 前条の規定は、法第二十七條第一項の登録の更新について準用する。

2 法第二十七條第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に申請書を提出しなければならない。

(登録講習機関に係る業務の休廃止の届出)

第四十七条 登録講習機関は、法第三十一條の規定により講習会に係る業務(以下「講習会業務」という。)の全部又は一部を廃止し、又は休止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国家公安委員会に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする講習会業務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第四十八条 法第三十二條第二項第三号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)

第四十九条 法第三十二條第二項第四号の内閣府令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項に規定する方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(帳簿)

第五十条 法第三十六条の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 講習会の実施年月日
- 二 講習会の実施場所
- 三 講習会を行った講師の氏名並びに講習会において担当した科目及びその時間
- 四 受講者の氏名、生年月日及び住所
- 五 講習会の課程を修了した者(以下「修了者」という。)にあつては、前号に掲げる事項のほか、国家公安委員会規則で定める事項
- 2 前項各号に掲げる事項のすべてが、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第三十六条に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録講習機関は、法第三十六条に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイルを含む。)を、講習会を実施した日から五年間保存しなければならない。
- 4 登録講習機関は、講習会に用いた教材及び講習会に用いた書類であつて国家公安委員会規則で定めるものを講習会を実施した日から三年間保存しなければならない。

(講習会の実施結果の報告)

第五十一条 登録講習機関は、講習会を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国家公安委員会に提出しなければならない。

- 一 講習会の実施年月日
- 二 講習会の実施場所
- 三 受講者数
- 四 修了者数

2 前項の報告書には、修了者の氏名、生年月日、住所及び前条第一項第五号に掲げる事項を記載した修了者一覧表並びに講習会に用いた教材及び講習会に用いた書類であつて国家公安委員会規則で定めるものを添えなければならない。

(証明書の様式)

第五十二条 法第三十八条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第十七号のとおりとする。

第五章 機械警備業

(機械警備業務の届出)

第五十三条 法第四十条に規定する届出書の様式は、別記様式第十八号のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該都道府県の区域内に基地局を設ける場合にあつては当該基地局の所在地(当該基地局が二以上ある場合にあつては、そのいずれか一の基地局の所在地)の所轄警察署長を経由して、基地局を設けない場合にあつては当該送信機器を設置する警備業務対象施設の所在地(当該警備業務対象施設が二以上ある場合にあつては、そのいずれか一の警備業務対象施設の所在地)の所轄警察署長を経由して、当該機械警備業務の開始の日の前日までに提出しなければならない。

第五十四条 法第四十条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 認定をした公安委員会の名称及び認定の番号
- 二 基地局ごとに、当該機械警備業務に係る待機所の名称及び所在地並びにその待機所に係る警備業務対象施設(他の都道府県の区域内に所在するものを除く。)の所在する市町村の名称(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては、区又は総合区の名称)

第五十五条 法第四十条の内閣府令で定める書類は、当該都道府県の区域内に所在する基地局について選任する機械警備業務管理者に係る次に掲げる書類とする。

- 一 機械警備業務管理者資格者証の写し
- 二 誠実に業務を行うことを誓約する書面
- 三 第四条第一項第一号イ、ハ及びニに掲げる書類
- 四 精神機能の障害に関する医師の診断書(法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二條第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。)
- 五 法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二條第四項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(廃止等の届出)

第五十六条 法第四十一条に規定する届出書の様式は、当該都道府県の区域内における基地局を廃止した場合(基地局を廃止したが、当該区域内において機械警備業務を行う場合を除く。以下同じ。)

場合(基地局を廃止したが、当該区域内において機械警備業務を行わないこととなつた場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第八号のとおりとし、法第四十条第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつた場合(基地局を廃止したが、当該区域内において機械警備業務を行う場合を含む。以下同じ。))の届出に係る届出書にあつては別記様式第十九号のとおりとする。

2 前項の届出書は、第五十三条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長を経由して、当該事由の発生の日から十日以内に提出しなければならない。

第五十七条 法第四十一条の内閣府令で定める事項は、当該都道府県の区域内における基地局を廃止した場合、その他当該区域内において機械警備業務を行わないこととなつた場合に於ては基地局の廃止その他機械警備業務を行わないこととなつた日に係る年月日及びその事由とし、法第四十条第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつた場合に於ては当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

第五十八条 法第四十一条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一 第五十五条に規定する書類のうち、当該変更事項に係る書類
二 第五十三条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長の管轄区域内において機械警備業務を行わないこととなつた場合を除く。の届出にあつては、当該公安委員会の管轄区域内に基地局が所在するときは当該基地局の所在地（当該基地局が二以上ある場合に於ては、そのいずれか一の基地局の所在地）の所轄警察署長の名称を、当該区域内に基地局が所在しないときは当該区域内で行う機械警備業務に係る警備業務対象施設の所在地（当該警備業務対象施設が二以上ある場合に於ては、そのいずれか一の警備業務対象施設の所在地）の所轄警察署長の名称を記載した書面

第五十九条 前条第二号に規定する届出に係る届出書の提出は、第五十三条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長に代えて、当該届出書に添付した前条第二号に掲げる書面にその名称を記載した所轄警察署長を經由して行うことができる。

2 前条第二号に規定する届出をした機械警備業者については、前項に規定する所轄警察署長を第五十三条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長とみなして、この府令の規定を適用する。

（機械警備業務管理者の選任）

第六十条 法第四十二条第一項の規定により選任される機械警備業務管理者は、基地局ごとに専任の機械警備業務管理者として置かなければならない。ただし、一の機械警備業者に係る二以上の基地局において、当該二以上の基地局に係る警備業務対象施設の数の合計数が五千以下であり、かつ、当該二以上の基地局を通じて一人の機械警備業務管理者を置くことにつきそれぞれの基地局における次条に規定する機械警備業務管理者の業務の適正な実施に支障がないものとして当該二以上の基地局の所在する都道府県の区域を管轄する公安委員会（当該公安委員会が二以上あるときは、当該二以上の公安委員会）の承認を受けたときは、専任の機械警備業務管理者を置くことを要しない。

（機械警備業務管理者の業務）

第六十一条 法第四十二条第一項の内閣府令で定める業務は、次のとおりとする。

一 警備業務用機械装置による警備業務対象施設の警戒、警備業務用機械装置の維持管理その他の警備業務用機械装置の運用を円滑に行うための計画を作成し、その計画に基づき警備業務用機械装置の運用を行うように警備員その他の者を監督すること。

二 指令業務に関する基準を作成し、その基準により指令業務を統制するため指令業務に従事する警備員を指導すること。

三 警備員に対し、警察機関への連絡について指導を行うこと。

四 法第四十四条に規定する書類の記載について監督すること。

五 機械警備業務の管理について機械警備業者に必要な助言をすること。

（機械警備業務管理者資格者証の様式）

第六十二条 法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の様式は、別記様式第二十号のとおりとする。

（機械警備業務管理者資格者証の交付等の申請）

第六十三条 第四十二条の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者について、第四十三条の規定は機械警備業務管理者資格者証の書換え又は再交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十二条第三項第一号中「法第二十二條第二項第一号」とあるのは「法第四十二條第二項第一号」と、同項第二号中「並びに法第二十二條第四項各号」とあるのは「精神機能の障害に関する医師の診断書（法第四十二條第三項において読み替えて準用する法第二十二條第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限り）」並びに法第四十二條第三項において読み替えて準用する法第二十二條第四項各号」と、第四十三条中「当該指導教育責任者資格者証」とあるのは「当該機械警備業務管理者資格者証」と読み替えるものとする。

2 公安委員会は、機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者が法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二條第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当するかどうかを判断するため必要があるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

（書類の備付け）

第六十四条 法第四十四条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 基地局及び待機所の位置並びに待機所ごとの警備業務対象施設の所在する地域（地図上に記載するものとする。）

二 待機所ごとに、市町村の区域（指定都市にあつては、区又は総合区の区域）ごとの警備業務対象施設の数（別記様式第二十一号により記載するものとする。）

三 警備業務対象施設ごとに、待機所から警備業務対象施設までの路程及び基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合にその受信の時から警備員が現場に到着する時まで通常要する時間

四 待機所ごとに、配置する車両その他の装備の種類ごとの数量

五 盗難等の事故の発生に関する情報を受信した日時、その情報に係る警備業務対象施設の名称及び所在地並びにその情報に応じて講じた措置及びその結果（その情報に応じて警備員を現場に向かわせた場合に於ては、当該受信の時から警備員が現場に到着する時まで要した時間を含む。）

2 前項第五号に掲げる事項を記載した書類は、当該情報の受信の日から一年間、備えておかなければならない。

(電磁的方法による記録)

第六十五条 法第四十四条各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第六十七条において同じ。)により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて法第四十四条に規定する当該事項が記載された書類に代えることができる。

第六章 監督

(警備員の名簿等)

第六十六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 次の事項を記載し、かつ、三年以内に撮影した無帽、正面、上三分身の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真(無背景のものに限る。)をはり付けた警備員の名簿
- イ 氏名、本籍、住所、生年月日及び採用年月日並びに退職した場合には退職年月日
- ロ 当該警備員に対して行つた警備員教育に係る実施年月日、内容、時間数及び実施者の氏名
- ハ 従事させる警備業務の内容
- ニ 合格証明書の交付を受けている警備員にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 当該合格証明書に係る警備業務の種別
 - (2) 当該合格証明書を交付した公安委員会の名称
 - (3) 当該合格証明書の交付年月日
 - (4) 当該合格証明書の番号
 - (5) その他国家公安委員会規則で定める事項

ホ 指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員にあつては、次に掲げる事項

- (1) 当該指導教育責任者資格者証を交付した公安委員会の名称
- (2) 当該指導教育責任者資格者証の交付年月日
- (3) 当該指導教育責任者資格者証の番号
- (4) 当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分
- ヘ 機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 当該機械警備業務管理者資格者証を交付した公安委員会の名称
 - (2) 当該機械警備業務管理者資格者証の交付年月日
 - (3) 当該機械警備業務管理者資格者証の番号

二 警備員ごとに、法第十四条第一項に規定する者に該当しないことを誓約する書面の提出を受けた旨その他同項に規定する者に該当しないことを確認するために講じた措置を記載した書類(当該提出を受けた書面の添付があるものに限る。)

三 護身用具の種類ごとの数量を記載した書面

四 警備員に対する指導に関する計画を記載した指導計画書

五 年度ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書

六 年度ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施場所、実施者の氏名及び対象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類

七 警備業務に関する契約ごとに、次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該契約に係る警備業務の依頼者

ロ 第三十三条第一号ニ(当該契約が法第十八条に規定する種別の警備業務を行うものである場合には、当該種別に係る合格証明書を受けている警備員の氏名を含む。)及びワに掲げる事項

ハ 当該契約が法第二条第一項第一号の警備業務を行うものである場合には、第三十三条第一号ハに掲げる事項

ニ 当該契約が法第二条第一項第二号の警備業務を行うものである場合には、第三十三条第二号イに掲げる事項

ホ 当該契約が法第二条第一項第三号の警備業務を行うものである場合には、第三十三条第三号ロに掲げる事項

ヘ 当該契約が法第二条第一項第四号の警備業務を行うものである場合には、第三十三条第四号イに掲げる事項(警備業務の対象となる者の氏名を除く。)

八 警備業務についての依頼者等からの苦情に関し、苦情を申し出た者の氏名及び連絡先、苦情の内容、原因究明の結果、苦情に対する弁明の内容、改善措置並びに苦情処理を担当した者の氏名を記載した書類

2 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後においても、その退職の日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、前項第五号及び第六号に掲げる書類は、当該年度が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えておかねばならない。

3 第一項第五号に掲げる教育計画書は、当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかねばならない。

(電磁的方法による記録)
第六十七条 前条第一項に規定する書類に記載することとされている事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同項に規定する書類に代えることができる。

(電磁的方法による記録に係る基準)

第六十八条 第六十五条又は前条の規定による記録をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(報告等の要求)

第六十九条 法第四十六条の規定による報告又は資料の提出の要求は、当該要求の理由を記載した書面により行うものとする。

(証明書の様式)

第七十条 法第四十七条第二項において準用する法第三十八条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第二十二号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、警備業法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第六十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十八年一月十五日）から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行の日以降における最初の教育期は、第二十六条第二項の表の二の項の下欄の規定にかかわらず、この府令の施行の日から昭和五十八年九月三十日までの期間とする。

3 改正法附則第四項に規定する公安委員会が警備員の指導及び教育に関し知識経験があると認める者に係る改正法による改正後の法第四条の二第一項又は第五条若しくは第六条第一項の規定により認定申請書又は届出書に添付すべき書類については、第四条第三号中「警備員指導教育責任者資格者証（以下「指導教育責任者資格者証」という。）の写し」とあるのは「公安委員会が警備員の指導及び教育に関し知識経験があると認める者であることを証する書面」と、「第一号イ、ハ及びニ」とあるのは「第一号イ」と読み替えて、同号（ニを除く。）の規定を適用する。

4 改正法附則第五項に規定する公安委員会が機械警備業務の管理に関し知識経験があると認める者に係る改正法による改正後の法第十一条の四又は第十一条の五の規定により届出書に添付すべき書類については、第三十五条第一号中「機械警備業務管理者資格者証の写し」とあるのは「公安委員会が機械警備業務の管理に関し知識経験があると認める者であることを証する書面」と読み替えて、同条（第一号ニ及び第二号を除く。）の規定を適用する。

附 則（昭和六一年七月一日総理府令第四三三号）

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条第二項第一号の改正規定（ホ及びヘに係る部分に限る。）は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和六二年九月一日総理府令第四五五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年七月一日総理府令第三七号）

(施行期日)

1 この府令は、平成五年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月四日総理府令第九号） 抄

1 この府令は、平成六年四月一日から施行する。

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、遺失物法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する総理府令、指定射撃場の指定に関する総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令及び警備業法施行規則に規定する様式による書面については、当分の間、それぞれ改正後のこれらの府令に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成八年二月四日総理府令第五三三号）

(施行期日)

1 この府令は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行前にした行為に係るこの府令の施行後における警備業法第十四条の規定による指示及び同法第十五条第一項の規定による営業の全部又は一部の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年七月二九日総理府令第五〇号） 抄

1 この府令は、平成十年八月一日から施行する。

附 則（平成一一年一月一日総理府令第二号）

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する総理府令、指定射撃場の指定に関する総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令、警備業法施行規則及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令に規定する様式については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する総理府令、指定射撃場の指定に関する総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令、警備業法施行規則及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附 則（平成二十二年三月三〇日総理府令第二十九号）

この府令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十二年三月三〇日総理府令第三〇号）

（施行期日）

1 この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この府令の施行の際現に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第五条第一項の規定により提出されている許可申請書並びに警備業法第四条の二第一項（同法第四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出されている認定申請書及び認定証更新申請書の添付書類については、なお従前の例による。

3 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年八月一四日総理府令第八九号） 抄

（施行期日）

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二十三年三月二六日内閣府令第一七号）

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月七日内閣府令第二〇号）

（施行期日）

第一条 この府令は、警備業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八号）の施行の日（平成十五年三月三十一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十四年法律第四十五号）の施行の日（平成十五年四月一日）

二 第一条中警備業法施行規則第四十五条第一項の改正規定（「結果」の下に「その情報に応じて警備員を現場に向かわせた場合にあつては、当該受信の時から警備員が現場に到着する時までに必要な時間を含む。」を加える部分に限る。）及び第四十六条第一項の改正規定 平成十五年六月一日

（経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に警備業法第四条の二第一項後段（同法第四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により認定申請書又は認定証更新申請書に添付して提出されている第一条の規定による改正前の警備業法施行規則（以下「旧令」という。）第四条第一号ロに掲げる書類（同号へに規定する警備業者の相続人である未成年者で警備業に關し營業の許可を受けていないものの法定代理人に係るものを含む。）及び同条第二号ハに掲げる書類は、それぞれ第一条の規定による改正後の警備業法施行規則（以下「新令」という。）第四条第一項第一号ロに掲げる書類（同号へに規定する警備業者の相続人である未成年者で警備業に關し營業の許可を受けていないものの法定代理人に係るものを含む。）及び同項第二号ハに掲げる書類とみなす。

第三条 この府令の施行の際現に警備業法第六条第三項の規定により申請されている認定証の書換えについては、新令第十七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に警備業法第十一条の九及び第十二条の規定により備えている旧令第四十五条第一項第五号に掲げる事項を記載した書類並びに旧令第四十六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類は、それぞれ新令第四十五条第一項第五号に掲げる事項を記載した書類並びに新令第四十六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類とみなす。

第五条 旧令別記様式による書面は、この府令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ対応する新令別記様式（新令別記様式第一号、別記様式第四号及び別記様式第六号にあつては、附則第一条第一号に定める日以後は、それぞれ第二条の規定による改正後の警備業法施行規則別記様式第一号、別記様式第四号及び別記様式第六号）による書面とみなす。

附 則（平成二十七年三月四日内閣府令第一六号）

この府令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成二十七年二月一八日内閣府令第二〇二号）

（施行期日）

第一条 この府令は、警備業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十一月二十一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条の規定は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第四条の届出書は、次の各号に掲げる都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、それぞれ当該各号に定める警察署長を経由して提出するものとする。

一 主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会 主たる営業所の所在地の所轄警察署長

- 二 主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内に営業所を設けている場合において、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会 この府令による改正後の警備業法施行規則（以下「新令」という。）第十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長
 - 三 主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（新令第十四条に規定する警備業務を除く。）を行っている場合（当該区域内に営業所を設けている場合を除く。）において、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会 新令第十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長
 - 2 前項の届出書の様式は、別記様式のとおりとする。
 - 3 第一項第一号又は第二号に掲げる公安委員会に提出することとする届出書には、新令第四条第一項第三号に掲げる書類（同項第一号ハ及びニに掲げる書類については、第一項第一号に掲げる公安委員会に届出書を提出する場合に限る。）を添付しなければならない。ただし、施行日において現に警備員指導教育責任者に選任されている者に係る新令第四条第一項第三号に掲げる書類については、添付することを要しない。
 - 4 施行日から六月を経過する日までの間に、改正法による改正後の警備業法第七条第一項の更新を申請した者は、第一項第一号に掲げる公安委員会に対する改正法附則第四条の届出書を提出したものとみなす。
- 第三条** 改正法による改正前の警備業法第十一条の三第二項の規定により交付された指導教育責任者資格者証の書換え及び再交付については、この府令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例による。
- 別記様式

別記様式

※ 資料区分												
※ 受理警察署				(署)								
※ 受理番号				※ 受理年月日			年	月	日			

届 出 書

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第4条の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

印

(フリガナ)												
氏名又は名称												
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会											
認定証の番号												

別紙

※ 資料区分				※ 認定証交付公安委員会			
※ 認定証の番号				※ 受理警察署			
※ 警備業者名							

(当該都道府県の区域内に設けている営業所)

1 主たる営業所	名 称												
	所 在 地	電話 () ー 番											
2 その他の営業所	警備業務の区分	1号			2号			3号			4号		
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他			1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他			1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他					
	警備員指導教育責任者	(フリガナ) 氏 名										配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任
		住 所	電話 () ー 番										
	生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	性 別			1. 男 2. 女	
		1	2	3	4								

その他の営業所	選任に係る警備業務の区分		1号	2号	3号	4号				
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称		公安委員会 ※							
	選任に係る資格者証の番号									
	名 称	※								
	所 在 地	電話 () 一 番 ※								
	警備業務の区分	1号	2号	3号	4号					
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他								
	警備員指導教育責任者	(フリガナ)					配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任		
		氏 名								
		住 所	電話 () 一 番 ※							
生 年 月 日		明治	大正	昭和	平成	年	月	日	性 別	1. 男 2. 女
		1	2	3	4					
選任に係る警備業務の区分		1号	2号	3号	4号					
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称		公安委員会 ※								
選任に係る資格者証の番号										

(当該都道府県の区域外に設けている営業所で、当該都道府県の区域内で行っている警備業務に係るもの)

1主たる営業所 2その他の営業所	名 称										
	所 在 地		電話 () 一 番 ※								
	警備業務の区分		1号	2号	3号	4号					
	警備業務の種別		1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他								
	警備員指導教育責任者	(フリガナ)					配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任			
		氏 名									
		住 所	電話 () 一 番 ※								
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	性 別	1. 男 2. 女
			1	2	3	4					
		選任に係る警備業務の区分		1号	2号	3号	4号				
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称		公安委員会									
選任に係る資格者証の番号											

その他の営業所	名 称																
	所 在 地																
		電話 () 一 番 [※]															
	警備業務の区分	1号				2号				3号				4号			
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他				1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他				1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他							
	警備員指導教育責任者	(フリガナ)氏 名											配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任			
		住 所	電話 () 一 番 [※]														
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	性 別	1. 男 2. 女						
		1	2	3	4												
選任に係る警備業務の区分								1号 2号 3号 4号									
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称								公安委員会									
選任に係る資格者証の番号																	

(当該都道府県の区域外に設けている営業所で、当該都道府県の区域内で行っている警備業務に係らないもの)

1主たる営業所 2その他の営業所	名 称																
	所 在 地																
		電話 () 一 番 [※]															
	警備業務の区分	1号				2号				3号				4号			
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他				1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他				1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他							
	警備員指導教育責任者	(フリガナ)氏 名											配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任			
		住 所	電話 () 一 番 [※]														
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	性 別	1. 男 2. 女						
		1	2	3	4												
選任に係る警備業務の区分								1号 2号 3号 4号									
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称								公安委員会									
選任に係る資格者証の番号																	

その他の営業所	名 称																
	所 在 地	電話 () 一 番 [※]															
	警備業務の区分	1号					2号					3号					4号
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他					1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他					1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他					
	警備員指導教育責任者	(フリガナ)氏 名											配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任			
		住 所	電話 () 一 番 [※]														
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	性 別	1. 男 2. 女						
			1	2	3	4											
		選任に係る警備業務の区分						1号	2号	3号	4号						
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称											公安委員会					
選任に係る資格者証の番号																	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、2以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）
- 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
- 「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条を参照すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則（平成二〇年八月一日内閣府令第四八号）

この府令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二四年三月一六日内閣府令第七号）

この府令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二四年六月一八日内閣府令第三九号） 抄

（施行期日）

第一条 この府令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

第四条 この府令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年二月一八日内閣府令第七号）

（施行期日）

1 この府令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この府令による改正前の警備業法施行規則に規定する様式による書面については、この府令による改正後の警備業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和元年五月二四日内閣府令第五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二二日内閣府令第二二号）

（施行期日）

1 この府令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式による書面については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和元年八月三〇日内閣府令第二四号）

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えているこの府令による改正前の警備業法施行規則（以下「旧令」という。）第六十六条第一項第五号及び第六号に掲げる書類（この府令の施行の日前に終了した教育期（旧令第三十八条第二項の表の二の項の下欄に規定する教育期をいう。次項において同じ。）に係るものに限る。）については、この府令による改正後の警備業法施行規則（以下「新令」という。）第六十六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えている旧令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書（この府令の施行の日の属する教育期に係るものに限る。）についての新令第六十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該年度が終了した後においても、その終了の日」とあるのは、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第二十四号）の施行の日の前日」とする。

第三条 この府令の施行の日の属する年度の新令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書についての同条第三項の規定の適用については、同項中「当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかなければ」とあるのは、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第二十四号）の施行の日の翌日から起算して三月以内に備えなければ」とする。

第四条 この府令の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年一〇月二四日内閣府令第三六号） 抄

（施行期日）

1 この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日内閣府令第八五号）

(施行期日)
第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年二月一七日内閣府令第七五号）

(施行期日)

1 この内閣府令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 民法の一部を改正する法律附則第二条第三項の規定又は同法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされた十八歳未満の者は、第一条の規定による改正後の警備業法施行規則第四条第一項及び第二項、第二条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第一条並びに第三条の規定による改正後の探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則第二条第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する未成年者には含まれないものとする。

附 則（令和五年二月二十五日内閣府令第八五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一月三十一日内閣府令第六号） 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正前の様式（第二条の規定による改正前の警備業法施行規則別記様式第二号及び第三条の規定による改正前の探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則別記様式第四号を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和六年六月二十七日内閣府令第六一号）

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号 (第3条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署		(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日		年 月 日
※ 認定公安委員会		※ 認定年月日		年 月 日
※ 認定の番号		※ 更新年月日		年 月 日

認
定
更
新
申
請
書

警備業法第5条第1項の規定により認定
第7条第1項の認定の有効期間の更新の申請をします。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ)	
氏名又は名称	
住 所	電話 () ー 番 ※
法人等の種別	1. 個人 2. 株式会社 3. 持分会社 4. 財団法人 5. 社団法人 9. その他

(申請者が個人の場合のみ記載)

生 年 月 日	明治大正昭和平成令和 年 月 日	※
	1 2 3 4 5	

(認定の有効期間の更新の申請の場合のみ記載)

現に受けている認定をした公安委員会の名称	公安委員会
現に受けている認定の番号	

別紙1(1) 当該都道府県の区域内に設けようとする営業所

※ 資料区分											※ 認定公安委員会										
※ 認定の番号											※ 受理警察署										
※ 警備業者名																					

主たる営業所	名 称																									
	所 在 地	電話 () 一 番																								
	設置年月日																									
	警備業務の区分	1号					2号					3号					4号									
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機銃警備業務 2. 1. 以外の機銃警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他					1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他					1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他														
	警備員指導教育責任者	(フリガナ)氏 名																配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任							
		住 所	電話 () 一 番																							
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日																
			1	2	3	4	5																			
		選任に係る警備業務の区分						1号					2号					3号					4号			
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称		公安委員会															※									
選任に係る資格者証の番号																										

その他の営業所	名 称																									
	所 在 地	電話 () 一 番																								
	設置年月日																									
	警備業務の区分	1号					2号					3号					4号									
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機銃警備業務 2. 1. 以外の機銃警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他					1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他					1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他														
	警備員指導教育責任者	(フリガナ)氏 名																配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任							
		住 所	電話 () 一 番																							
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日																
			1	2	3	4	5																			
		選任に係る警備業務の区分						1号					2号					3号					4号			
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称		公安委員会															※									
選任に係る資格者証の番号																										

別紙 1 (2) 当該都道府県の区域外に設けようとする営業所で、当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係るもの

その他の営業所	名 称																								
	所 在 地	電話 () ー 番 ※																							
	当該区域内における警備業務の開始年月日						年	月	日																
	警備業務の区分	1号					2号					3号					4号								
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他					1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他					1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他													
	警 備 員 指導教育 責任者	(フリガナ)																配 置	1. 専任						
		氏 名																状 況	2. 兼任						
		住 所	電話 () ー 番 ※																						
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日															
			1	2	3	4	5																		
選任に係る警備業務の区分							1号					2号					3号					4号			
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称																公安委員会									
選任に係る資格者証の番号																									
その他の営業所	名 称																								
	所 在 地	電話 () ー 番 ※																							
	当該区域内における警備業務の開始年月日						年	月	日																
	警備業務の区分	1号					2号					3号					4号								
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他					1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他					1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他													
	警 備 員 指導教育 責任者	(フリガナ)																配 置	1. 専任						
		氏 名																状 況	2. 兼任						
		住 所	電話 () ー 番 ※																						
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日															
			1	2	3	4	5																		
選任に係る警備業務の区分							1号					2号					3号					4号			
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称																公安委員会									
選任に係る資格者証の番号																									

別紙 1 (3) 当該都道府県の区域外に設けようとする営業所で、当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係らないもの

その他の営業所	名 称																			
	所 在 地	電話 () 一 番																		
	警備業務の区分	1号					2号					3号					4号			
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他					1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他					1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他								
	警備員指導教育責任者	(フリガナ)氏 名													配 置 状 況		1. 専任 2. 兼任			
		住 所	電話 () 一 番 区 号																	
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日										
		1	2	3	4	5														
選任に係る警備業務の区分							1号					2号					3号 4号			
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称										公安委員会									
	選任に係る資格者証の番号																			
その他の営業所	名 称																			
	所 在 地	電話 () 一 番																		
	警備業務の区分	1号					2号					3号					4号			
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他					1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他					1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他								
	警備員指導教育責任者	(フリガナ)氏 名													配 置 状 況		1. 専任 2. 兼任			
		住 所	電話 () 一 番 区 号																	
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日										
		1	2	3	4	5														
選任に係る警備業務の区分							1号					2号					3号 4号			
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称										公安委員会									
	選任に係る資格者証の番号																			

別紙2（申請者が法人の場合のみ記載）

※ 資料区分													
代表者	(フリガナ)												
	氏 名												
	住 所												
	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	※			
役員	役 職	1. 取締役又は執行役員 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他											
	(フリガナ)												
	氏 名												
	住 所												
員	電話 ()	— 番											
	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	※			
		1	2	3	4	5							
役員	役 職	1. 取締役又は執行役員 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他											
	(フリガナ)												
	氏 名												
	住 所												
員	電話 ()	— 番											
	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	※			
		1	2	3	4	5							
役員	役 職	1. 取締役又は執行役員 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他											
	(フリガナ)												
	氏 名												
	住 所												
員	電話 ()	— 番											
	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	※			
		1	2	3	4	5							

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。

- 2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、2以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）。
- 3 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
- 4 「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条を参照すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

別記様式第2号（第6条関係）

警備業者			
認定をした公安委員会	公安委員会		
認定の番号	第	号	
有効期間	年 年	月 月	日から 日まで
氏名又は名称			
所在地			

記載要領 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。

備 考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第4号 (第11条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署		(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日		年 月 日
※ 届出種別	1. 管内営業所あり 2. 管内営業所なし			
※ 営業開始年月日			年 月 日	

営 業 所 設 置 等 届 出 書

警備業法第9条の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ)				
氏名又は名称				
住 所	電話 () ー 番			
認定をした公安委員会の名称	公安委員会		※	
認定の番号				
主たる営業所	名 称			
	所 在 地	電話 () ー 番		

(注) 上記の「主たる営業所」欄には、主たる営業所が当該都道府県の区域外に所在し、かつ、当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係らない場合に限って記載すること。なお、それ以外の場合の主たる営業所については、別紙1(1)又は(2)に記載すること。

別紙1(1) 当該都道府県の区域内に設けようとする営業所

※ 資料区分		※ 認定公安委員会	
※ 認定の番号		※ 受理警察署	
※ 警備業者名			

1 主たる営業所 2 その他の営業所	名 称																
	所 在 地	電話 () 一 番															
	設置年月日			年		月		日									
	警備業務の区分	1号					2号					3号					4号
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他					1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他					1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他					
	警備員指導教育責任者	(フリガナ) 氏 名											配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任			
		住 所	電話 () 一 番														
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日							
		適任に係る警備業務の区分						1号					2号	3号	4号		
		適任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会										※				
適任に係る資格者証の番号																	
その他の営業所	名 称																
	所 在 地	電話 () 一 番															
	設置年月日			年		月		日									
	警備業務の区分	1号					2号					3号					4号
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他					1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他					1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他					
	警備員指導教育責任者	(フリガナ) 氏 名											配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任			
		住 所	電話 () 一 番														
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日							
		適任に係る警備業務の区分						1号					2号	3号	4号		
		適任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会										※				
適任に係る資格者証の番号																	

別紙 1 (2) 当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係る営業所（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）

1 主たる営業所	名 称																
	所 在 地	電話 () — 番 ※															
	当該区域内における警備業務の開始年月日			年	月	日											
	警備業務の区分	1号					2号					3号					4号
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他					1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他					1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他					
	警 備 員 指 導 教 育 者	(フリガナ)											配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任			
		氏 名															
		住 所	電話 () — 番 ※														
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日							
		選任に係る警備業務の区分						1号	2号	3号	4号						
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称		公安委員会															
選任に係る資格者証の番号																	
2 その他の営業所	名 称																
	所 在 地	電話 () — 番 ※															
	当該区域内における警備業務の開始年月日			年	月	日											
	警備業務の区分	1号					2号					3号					4号
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他					1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他					1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他					
	警 備 員 指 導 教 育 者	(フリガナ)											配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任			
		氏 名															
		住 所	電話 () — 番 ※														
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日							
		選任に係る警備業務の区分						1号	2号	3号	4号						
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称		公安委員会															
選任に係る資格者証の番号																	

別紙2 (届出者が法人の場合のみ記載)

代 表 者	(フリガナ)	
	氏 名	
	住 所	
	電話 () — 番	
役 員	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ)	
	氏 名	
	住 所	
	電話 () — 番	
	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ)	
	氏 名	
	住 所	
	電話 () — 番	
	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ)	
	氏 名	
	住 所	
	電話 () — 番	
	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ)	
	氏 名	
	住 所	
	電話 () — 番	
	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ)	
	氏 名	
	住 所	
	電話 () — 番	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと（「警備業務の区分」及び「警備業務の種別」欄については、2以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）。

- 3 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
- 4 「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条を参照すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

別記様式第5号 (第15条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署						(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日			年	月	日	

警 備 業 廃 止 届 出 書

警備業法第10条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称										
法人等の種別	1. 個人 2. 株式会社 3. 持分会社 4. 財団法人 5. 社団法人 9. その他									
認定をした公安委員会の名称	公安委員会							※		
認定の番号										
廃止の年月日			年		月		日			
廃止の事由										

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※ 資料区分											
※ 受理部署	(署)										
※ 受理番号				※ 受理年月日					年	月	日

警備業法第11条第1項の規定により届出をします。

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ)											
氏名又は名称											
認定をした公安委員会の名称		公安委員会								※	
認定の番号											
主たる 営業所	名称										
	所在地	電話 () ー 番									
変更年月日				年		月		日			
変更の事由											

[illegible]

旧	住 所	
新	住 所	電話 () 一 番 ☒

別紙1(1) 現に設けている営業所の名称等に変更があった場合

※ 資料区分		※ 認定公安委員会	
※ 認定の番号		※ 受理警察署	
※ 警備業者名			
※ 変更年月日		年	月 日

変更に係る営業所	名 称				
	所 在 地				
	電話 () 一 番				
	警備業務の区分	1 号	2 号	3 号	4 号
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他	1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他	1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他	
種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所				

(営業所の名称、所在地又は当該営業所において取り扱う警備業務の区分に変更があった場合)					
旧	名 称				
	所 在 地				
	警備業務の区分	1 号	2 号	3 号	4 号
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他	1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他	1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他	
	種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所			

(警備員指導教育責任者に係る事項に変更があった場合)									
旧	(フリガナ) 氏 名							配 置 状 況	1. 専 任 2. 兼 任
	住 所								
	選任に係る警備業務の区分	1 号		2 号		3 号		4 号	
新	(フリガナ) 氏 名							配 置 状 況	1. 専 任 2. 兼 任
	住 所								
	生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
	選任に係る警備業務の区分	1 号		2 号		3 号		4 号	
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称							公安委員会	※
	選任に係る資格者証の番号								

別紙1(2) 営業所を設けた場合

※ 資料区分		※ 認定公安委員会	
※ 認定の番号		※ 受理警察署	
※ 警備業者 名			
※ 設置年月 日		年	月 日

(当該都道府県の区域内に設けた営業所)

名 称													
所 在 地	電話 () ー 番												
警備業務の区分	1 号			2 号			3 号			4 号			
警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他			1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他			1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他						
種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所												
警備員指導 教育責任者	(フリガナ)											配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任
	氏 名												
	住 所	電話 () ー 番											
	生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日				
	遡任に係る警備業務の区分				1 号			2 号			3 号 4 号		
	遡任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称										公安委員会	※	
	遡任に係る資格者証の番号												

(当該都道府県の区域外に設けた営業所で、当該都道府県の区域内で行う警備業務に係るもの)

その他の営業所	名 称												
	所 在 地	電話 () ー 番											
	当該区域内における警備業務の開始年月日				年		月		日				
	警備業務の区分	1 号			2 号			3 号			4 号		
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他			1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他			1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他					
	(フリガナ)											配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任
	住 所	電話 () ー 番											

警 備 員 指 導 教 育 者 責 任 者	生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
		1	2	3	4	5			
	選任に係る警備業務の区分					1号 2号 3号 4号			
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称					公安委員会			
	選任に係る資格者証の番号								

(当該都道府県の区域外に設けた営業所で、当該都道府県の区域内で行う警備業務に係らないもの)

その 他の 営 業 所	名 称											
	所 在 地	電話 () 一 番										
	警備業務 の区分	1 号		2 号		3 号		4 号				
	警備業務 の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他		1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他		1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他						
	警 備 員 指 導 教 育 者 責 任 者	(フリガナ)									配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任
		氏 名										
		住 所	電話 () 一 番									
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日		
			1	2	3	4	5					
		選任に係る警備業務の区分					1号 2号 3号 4号					
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称					公安委員会							
選任に係る資格者証の番号												

別紙1(3) 営業所を廃止した場合

※ 資料区分		※ 認定公安委員会	
※ 認定の番号		※ 受理警察署	
※ 警備業者名			
※ 廃止年月日		年	月 日

(当該都道府県の区域内に設けていた営業所)

名 称		※
所 在 地		※
種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所	

(当該都道府県の区域外に設けていた営業所で、当該都道府県の区域内で行っていた警備業務に係るもの)

名 称	
所 在 地	
種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所

(当該都道府県の区域外に設けていた営業所で、当該都道府県の区域内で行っていた警備業務に係らないもの)

名 称	
所 在 地	
種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所

別紙2 法人の代表者又は役員の氏名等に変更があつた場合

※ 資料区分																									
代 表 者	旧	(フリガナ)																							
		氏 名																							
		住 所																							
	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日																
		1	2	3	4	5																			
新	(フリガナ)																								
	氏 名																								
	住 所																								
	電話 () 一 番														※										
	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日								※								
		1	2	3	4	5																			
役 員	旧	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他																						
		(フリガナ)																							
		氏 名																							
		住 所																							
		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日															
			1	2	3	4	5																		
	新	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他																						
		(フリガナ)																							
		氏 名																							
住 所																									
		電話 () 一 番														※									
		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日											※				
		1	2	3	4	5																			

(注) 役員の就任又は退任のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。(「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、2以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。)
- 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
- 「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警

備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条を参照すること。

- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第7号 (第21条関係)

※ 資料区分												
※ 受理警察署				(署)								
※ 受理番号				※ 受理年月日					年	月	日	
※ 届出種別	1. 管内営業所あり 2. 管内営業所なし											

法第11条第3項変更届出書

警備業法第11条第3項において準用する同条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フ リ ガ ナ)													
氏 名 又 は 名 称													
認定をした公安委員会の名称		公安委員会										※	
認 定 の 番 号													
主たる営業所	名 称												
	所 在 地												
電 話 () 一 番													
変 更 年 月 日				年	月	日							
変 更 の 事 由													

(認定をした公安委員会の名称又は認定の番号に変更があった場合)

旧	認定をした公安委員会の名称	公安委員会											
	認定の番号												

(警備業法施行規則第21条第2項第2号に掲げる場合に該当した場合)

変更に係る営業所	名 称												
	所 在 地												
	変更事項の種別	※ 1. 当該警備業務を行うこととなったこと。 2. 当該警備業務を行わないこととなったこと。											

別紙1 当該都道府県の区域内に所在する営業所の名称等に変更があった場合

※ 資料区分				※ 認定公安委員会			
※ 認定の番号				※ 受理警察署			
※ 警備業者名							
※ 変更年月日		年 月 日					

変更に係る営業所	名 称				
	所 在 地	電話 () 一 番			
	警備業務の区分	1号	2号	3号	4号
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他	1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他	1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他	
	種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所			

(営業所の名称、所在地又は当該営業所において取り扱う警備業務の区分に変更があった場合)					
旧	名 称				
	所 在 地				
	警備業務の区分	1号	2号	3号	4号
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他	1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他	1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他	
	種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所			

(警備員指導教育責任者に係る事項に変更があった場合)									
旧	(フリガナ) 氏 名							配置状況	1. 専任 2. 兼任
	住 所								
	選任に係る警備業務の区分	1号		2号		3号		4号	
	新	(フリガナ) 氏 名							配置状況
新	住 所	電話 () 一 番							
	生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
	選任に係る警備業務の区分	1号		2号		3号		4号	
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称							公安委員会	※
	選任に係る資格者証の番号								

別紙2 当該都道府県の区域内において営業所を設け又は廃止した場合

※ 資料区分		※ 認定公安委員会	
※ 認定の番号		※ 受理警察署	
※ 警備業者 名			
※ 設置年月 日	年	月	日
※ 廃止年月 日	年	月	日

(営業所を設けた場合)

その他の営業所	名 称													
	所 在 地	※												
	電話 () 一 番	※												
	警備業務 の区分	1 号			2 号			3 号			4 号			
	警備業務 の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他			1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他			1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他						
	(フリガナ) 氏 名										配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任		
	住 所	電話 () 一 番												
	生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日					
	1	2	3	4	5									
	選任に係る警備業務の区分							1号		2号		3号		4号
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称							公安委員会		※					
選任に係る資格者証の番号														

(営業所を廃止した場合)

名 称	※											
所 在 地	※											
種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所											

別紙 3 当該都道府県の区域内で行う警備業務に係る営業所（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があつた場合

※ 資料区分											
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変更に係る営業所	名 称										
	所 在 地										
	電話 () ー 番	※									
	警備業務の区分	1 号		2 号		3 号			4 号		
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他		1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他		1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他					
種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所										

(営業所の名称、所在地又は当該営業所において取り扱う警備業務の区分に変更があつた場合)											
旧	名 称										
	所 在 地										
	警備業務の区分	1 号		2 号		3 号			4 号		
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他		1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他		1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の他の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他					
	種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所									

(警備員指導教育責任者に係る事項に変更があつた場合)											
旧	(フリガナ)氏 名									配 置 状 況	1. 専 任 2. 兼 任
	住 所										
	(選任に係る警備業務の区分)	1 号		2 号		3 号			4 号		
新	(フリガナ)氏 名									配 置 状 況	1. 専 任 2. 兼 任
	住 所										
	生 年 月 日	電話 () ー 番 ※									
	選任に係る警備業務の区分	1 号		2 号		3 号			4 号		
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会									
	選任に係る資格者証の番号										

別紙 4 当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する営業所に係る
警備業務を行い又は行わないこととなった場合

※ 資料区分

(当該警備業務を行うこととなった場合)

変更に係る営業所	名 称																								
	所 在 地																								
	電話 () 一 番	※																							
	警備業務の区分	1 号					2 号					3 号					4 号								
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 3. 空港保安警備業務 4. 施設警備業務 5. その他					1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他					1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務 4. その他													
	警 備 員 指 導 教 育 責 任 者	(フリガナ)氏 名											配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任											
		住 所																							
		電話 () 一 番	※																						
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日															
		選任に係る警備業務の区分						1 号					2 号					3 号					4 号		
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称															公安委員会									
	選任に係る資格者証の番号																								

(当該警備業務を行わないこととなった場合)

変更に係る営業所	名 称															
	所 在 地															
	種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所														

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。(「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、2以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。)
- 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
- 「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警

備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条を参照すること。

- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第8号（第21条、第56条関係）

※ 資料区分		※ 受理警察署		(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日		年 月 日
※ 届出種別	1. 管内営業所あり 2. 管内営業所なし			

都道府県内廃止届出書

警備業法第11条第3項において準用する同条第1項の規定により届出をします。
第41条

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ)				
氏名又は名称				
認定をした公安委員会の名称	公安委員会			※
認定の番号				
都道府県内廃止の種別	1. 当該都道府県の区域内において警備業務を行わないこととなったこと。		2. 当該都道府県の区域内において機械警備業務を行わないこととなったこと。	
都道府県内廃止の年月日		年	月	日
都道府県内廃止の事由				

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第8号の2（第25条関係）

※ 受理警察署	署									
※ 受理番号		※ 受理年月日				年		月		日

法 第 1 2 条 届 出 書

警備業法第12条 第1項
第2項 の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称										
認定をした公安委員会の名称	公安委員会									
認定の番号										
届出書を提出すべき こととなった事由										
当該事由の発生年月日				年			月			日

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第9号 (第28条関係)

※ 受理警察署	署									
※ 受理番号		※ 受理年月日			年		月		日	

服 装 届 出 書

警備業法第16条第2項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ)											
氏名又は名称											
認定をした公安委員会の名称		公安委員会									
認 定 の 番 号											
服 装	色	型 式									
	標 位置	型 式									
	章										
当該服装を用いて行う警備業務の内容											

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「服装」欄には、服装の種類ごとに記載すること。
- 3 「型式」欄には、図示して記載するものとし、標章については、その大きさを明示すること。
- 4 「当該服装を用いて行う警備業務の内容」欄には、当該警備業務の具体的な内容及び当該警備業務が海上に及ぶ場合にあってはその旨を記載すること。

- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第10号（第28条関係）

※ 受理警察署	署									
※ 受理番号		※ 受理年月日			年		月		日	

護身用具届出書

警備業法第17条第2項において準用する同法第16条第2項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ)											
氏名又は名称											
認定をした公安委員会の名称		公安委員会									
認定の番号											
護身用具	種類										
	規格										
	機能										
	使用基準										
	当該護身用具を携帯して行う警備業務の内容										

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「護身用具」欄には、護身用具の種類ごとに記載すること。
- 「規格」欄には、当該護身用具の大きさ、重さ、材質、構造等を記載すること。
- 「機能」欄には、当該護身用具についての用法、使用した場合の効果等を記載すること。
- 「当該護身用具を携帯して行う警備業務の内容」欄には、当該警備業務の具体的な内容を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第11号 (第32条関係)

※ 受理警察署	署									
※ 受理番号		※ 受理年月日			年		月		日	

服 装
護身用具 変更届出書

警備業法第16条第3項
第17条第2項において準用する同法第11条第1項の規定により届出を
します。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ)										
氏名又は名称										
認定をした公安委員会の名称	公安委員会									
認 定 の 番 号										
変更事項の種別	1. 服装に係る事項 2. 護身用具に係る事項									
変 更 年 月 日			年		月		日			
変 更 事 項	新					旧				
変更の事由										

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第12号（第41条関係）（平6総府令9・一部改正、平15内府令10・旧別記様式第9号繰下、平17内府令102・令元内府令12・一部改正）

第	号
警備員指導教育責任者資格者証	
警備業務の区分	
本籍	
氏名	
年 月 日生	
警備業法第22条第1項に規定する警備員指導教育責任者としての資格を有する者であることを証する。	
年 月 日	
公安委員会 印	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 中央部に日章の地模様を入れる。

別記様式第13号（第42条、第63条関係）（平17内府令102・全改、令元内府令5・令元内府令12・令2内府令85・一部改正）

※ 資料区分		※ 受理警察署		(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日		年 月 日
※ 資格	1. 警備員指導教育責任者 2. 機械警備業務管理者			
※ 資格者証交付年月日		年 月 日	※ 種別	
※ 資格者証交付公安委員会		※ 資格者証の番号		

警備員指導教育責任者 資格者証交付申請書
機械警備業務管理者

警備業法施行規則第42条第1項の規定により
第63条第1項において準用する同令第42条第1項
警備員指導教育責任者 資格者証の交付を申請します。
機械警備業務管理者

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ)															
氏 名															
住 所															
生 年 月 日	電話 () 一 番 明治大正昭和平成令和 年 月 日														
本籍又は国籍											※				
講	講習を行った公安委員会の名称										公安委員会				
	修了証明書の番号														
習	修了証明書の交付年月日										年 月 日				

（警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする場合）

受けようとする警備員指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分	1号 2号 3号 4号
---------------------------------	-------------

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 「講習」欄の記載は、警備員指導教育責任者講習又は機械警備業務管

理者講習の課程を修了した者のみ行うこと。

- 4 「受けようとする警備員指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第14号（第43条、第63条関係）（平17内府令102・全改、令元内府令5・令元内府令12・令2内府令85・一部改正）

※ 資料区分		※ 受理警察署		(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日		年 月 日
※ 資格	1. 警備員指導教育責任者 2. 機械警備業務管理者			
※ 種別		※ 資格者証交付公安委員会		
※ 書換え年月日			年 月 日	

警備員指導教育責任者 資格者証書換え申請書
機械警備業務管理者

警備業法第22条第5項の規定により警備員
第42条第3項において準用する同法第22条第5項
指導教育責任者 資格者証の書換えを申請します。
機械警備業務管理者

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ)															
氏 名															
住 所															
生 年 月 日	電話 () 一 番 明治大正昭和平成令和 年 月 日														
本籍又は国籍											※				
警備員指導教育責任者 資格者証の番号 機械警備業務管理者															
書換えを申請する事由															

（警備員指導教育責任者資格者証の書換えの場合）

警備員指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分	1号	2号	3号	4号
--------------------------	----	----	----	----

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当す

る数字を○で囲むこと。

- 3 「書換えを申請する事由」欄には、変更事項が明確に分かるように新旧の別を記載すること。
- 4 「警備員指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第15号（第43条、第63条関係）（平17内府令102・全改、令元内府令5・令元内府令12・令2内府令85・一部改正）

※ 資料区分		※ 受理警察署		(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日		年 月 日
※ 資格	1. 警備員指導教育責任者 2. 機械警備業務管理者			
※ 種別		※ 資格者証交付公安委員会		
※ 再交付年月日		年 月 日		

警備員指導教育責任者 資格者証再交付申請書
機械警備業務管理者

警備業法第22条第6項の規定により
第42条第3項において準用する同法第22条第6項

指導教育責任者 資格者証の再交付を申請します。
備業務管理者

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ)															
氏 名															
住 所															
生 年 月 日	電話 () 一 番 明治大正昭和平成令和 年 月 日														
本籍又は国籍															
警備員指導教育責任者 資格者証の番号 機械警備業務管理者															
再交付を申請する事由															

（警備員指導教育責任者資格者証の再交付の場合）

警備員指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分	1号	2号	3号	4号
--------------------------	----	----	----	----

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当す

る数字を○で囲むこと。

- 3 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 4 「警備員指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第16号（第45条関係）（平17内府令102・追加、令元内府令12・令2内府令85・一部改正）

※ 登録番号										
※ 登録年月日				年			月			日

登 録 更 新 申 請 書

警備業法第24条
第27条第2項において準用する同法第24条の規定により登録の更新
の申請をします。

年 月 日

国家公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ)										
氏名又は名称										
住 所	電話 () ー 番									
講習会業務を行う事務所の所在地	電話 () ー 番									
法人である場合の代表者の氏名										
講習会業務を開始しようとする年月日	年 月 日									

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第17号（第52条関係）

(表)

	身 分 証 明 書	第 号	
写 真	官 職 氏 名		
上記の者は、警備業法第38条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。 年 月 日			
国家公安委員会 図			54.0
85.6			

(裏)

警備業法（抜粋）

（立入検査）

第38条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六 略

七 第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第1項若しくは第47条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八・九 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第18号(第53条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署		() 署
※ 受理番号		※ 受理年月日		年 月 日

機 械 警 備 業 務 開 始 届 出 書

警備業法第40条の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称										
住 所	電話 () — 番									
(フリガナ) 法人にあつては、 その代表者の氏名										
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	公安委員会 ※									
認 定 の 番 号										

(当該都道府県の区域内に設けようとする基地局)

基 地 局	名 称											
	所 在 地											
	設置年月日		年	月	日							
	機 械 警 備 業 務 管 理 者	(フリガナ)									配置 状況	1. 専任 2. 兼任
		氏 名										
		住 所	電話 () — 番									
		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日		
			1	2	3	4	5					
資格者証を交付した公安委員会の名称										公安委員会 ※		
資格者証の番号												
待 機 所	名 称											
	所 在 地											
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)											
待 機 所	名 称											
	所 在 地											
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)											

別紙 当該都道府県の区域内で行おうとする機械警備業務に係る基地局で、当該都道府県の区域外に所在するもの

基地局	名 称															
	所 在 地	電話 () — 番														
	当該区域内における機械警備業務の開始年月日															
	機 械 警 備 業 務 管 理 者	(フリガナ)											配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任		
		氏 名														
	住 所	電話 () — 番														
待機所	名 称															
	所 在 地	電話 () — 番														
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)															
待機所	名 称															
	所 在 地	電話 () — 番														
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)															
待機所	名 称															
	所 在 地	電話 () — 番														
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)															
待機所	名 称															
	所 在 地	電話 () — 番														
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)															
待機所	名 称															
	所 在 地	電話 () — 番														
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)															

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第19号(第56条関係)

※ 資料区分																	
※ 受理警察署							(署)										
※ 受理番号						※ 受理年月日					年			月			日

機 械 警 備 業 務 変 更 届 出 書

警備業法第41条の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ)																	
氏名又は名称																	
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称											公安委員会	※					
認 定 の 番 号																	
変 更 年 月 日							年				月				日		
変 更 の 事 由																	

(認定をした公安委員会の名称又は認定の番号に変更があつた場合)

旧	認定をした公安委員会の名称	公安委員会														
	認定の番号															

別紙1 当該都道府県の区域内に所在する基地局の名称等に変更があつた場合

※ 資料区分	
--------	--

変更に係る基地局	名 称											※					
	所 在 地											※					
	電話 ()																

(基地局の名称又は所在地に変更があつた場合)																
旧	名 称															
	所 在 地															

(機械警備業務管理者に係る事項に変更があつた場合)																		
旧	(フリガナ)																配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任
	氏 名																	
	住 所																	
新	(フリガナ)																配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任
	氏 名																	
	住 所																	
		電話 ()															※	
	生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日									
		1	2	3	4	5												
	資格者証を交付した公安委員会の名称										公安委員会					※		
	資格者証の番号																	

(待機所に係る事項に変更があつた場合)																						
旧	名 称																					
	所 在 地																※					
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)																					
新	名 称																					
	所 在 地																※					
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)																					

(注) 待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙2 当該都道府県の区域内において基地局を設け又は廃止した場合

※ 資料区分	
--------	--

(基地局を設けた場合)

変更に係る基地局	名称																※						
	所在地																※						
		電話 () ー 番																					
	機械警備業務管理者	(フリガナ)															配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任					
		氏 名																					
		住 所																電話 () ー 番	※				
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日													
			1	2	3	4	5																
			資 格 者 証 を 交 付 し た 公 安 委 員 会 の 名 称															公安委員会		※			
		資 格 者 証 の 番 号																					
待機所	名称																※						
	所在地																						
	電話 () ー 番																						
		警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)																					

(基地局を廃止した場合)

変更に係る基地局	名称																※				
	所在地																※				

別紙3 当該都道府県の区域内で行う機械警備業務に係る基地局(当該都道府県の区域外に所在するものに限る。)の名称等に変更があつた場合

変更に係る基地局	名 称	
	所 在 地	電話 () — 番

(基地局の名称又は所在地に変更があつた場合)

旧	名 称	
	所 在 地	

(機械警備業務管理者に係る事項に変更があつた場合)

旧	(フリガナ)		配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任
	氏 名			
	住 所			
新	(フリガナ)		配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任
	氏 名			
	住 所	電話 () — 番		

(待機所に係る事項に変更があつた場合)

旧	名 称		
	所 在 地		
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		
新	名 称		
	所 在 地	電話 () — 番	
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		

(注) 待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙4 当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する基地局に係る機械警備業務を行い又は行わないこととなった場合
(当該機械警備業務を行うこととなった場合)

変更に係る基地局	名 称																				
	所 在 地		電話 () — 番																		
	機械警備業務管理者	(フリガナ)																		配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任
		氏 名																			
		住 所		電話 () — 番																	
	待機所	名 称																			
		所 在 地																			
		警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)																			

(当該機械警備業務を行わないこととなった場合)

変更に係る基地局	名 称																			
	所 在 地																			

- 記載要領
- 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 - 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 備考
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第20号（第62条関係）（平6総府令9・一部改正、平15内府令10・旧別記様式第13号線下、平17内府令102・旧別記様式第18号線下・一部改正、令元内府令12・一部改正）

第	号
機械警備業務管理者資格者証	
本籍	
氏名	
	年 月 日生
警備業法第42条第1項に規定する機械警備業務管理者としての資格を有する者であることを証する。	
年 月 日	
公安委員会 印	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 中央部に日章の地模様を入れる。

別記様式第21号（第64条関係）（平6総府令9・一部改正、平15内府令10・旧別記様式第15号繰下、平17内府令102・旧別記様式第19号繰下・一部改正、平28内府令7・令元内府令12・一部改正）

待機所の名称及び所在地	市 町 村 の 名 称	警備業務対象 施 設 の 数

記載要領

「市町村の名称」欄には、指定都市にあつては、区又は総合区の名称を記載すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第22号（第70条関係）

（表）

		第	号
身 分 証 明 書			
写 真	官 職		
	氏 名		
上記の者は、警備業法第47条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。 年 月 日 公安委員会 図			
85.6		54.0	

（裏）

警備業法（抜粋） （立入検査） 第38条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （立入検査） 第47条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に警備業者の営業所、基地局又は待機所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 第38条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一～六 略 七 第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第1項若しくは第47条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 八・九 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。